

## \*明細書発行について\*

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成21年4月より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただきますようお願い致します。

ご家族の方や代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発酵を希望されない場合は、窓口にてその旨をお申し出ください。

## \*医療情報取得加算に関する掲示\*

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和7年3月より下記の通り診療報酬点数を算定致します。

○初診時 1点

○再診時(3ヶ月に1回算定) 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

## \*一般名処方加算に関する院内掲示\*

当院では、後発医薬品の促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、薬剤成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養費は保険給付ではないため消費税が別途かかります。

## \*生活習慣病管理料について\*

令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病に対する診療報酬が変更となりました。高血圧・脂質異常症・糖尿病を主病として通院されている患者様は、6月以降【特定疾患指導料】から【生活習慣病指導管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様同意のもと作成し疾患管理を行ってまいります。

初回時に『療養計画書』への患者様署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

また、患者様の状態に応じて医師の判断のもと

- 28日以上長期処方を行うこと
- リフィル処方箋を発行すること

のいずれにも対応可能です。

※リフィル処方箋とは…症状が安定している患者様に対して、医師が可能と判断した場合に発行される、最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です